江東区ベビーシッター利用支援事業FAQ

R8.10作成

No	質問	区分	回答
1	対象者は誰ですか。	対象	未就学児（障害児のみ小学６年まで）の保護者です。未就学児とは、0歳から満6歳になる年度の末日までのこどもです。 保護者・こどもともに江東区に住民登録があることが条件となります。
2	どのような理由で利用できますか。	対象	日常生活上の突発的な事情や社会参加（保護者の残業や病気、自己実現、リフレッシュ、学校行事）など理由を問わず、一時的に保育を必要とする方が利用できます。 また、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。（共同保育についてはNo.19参照） 認可外保育園や幼稚園などの保育施設を利用していても、育休中や在宅勤務の場合でも対象となります。
3	認可保育園や幼稚園などの保育施設を利用していても、対象になりますか。	対象	対象になります。保育施設への在籍がある場合や、保育の必要性の認定がない場合でも対象となります。
4	育休中や在宅勤務の場合でも、対象になりますか。	対象	対象になります。保護者の就労状況に関係なく対象となります。
5	対象となる児童の年齢はいくつまでですか。	対象	0歳から満6歳に達する年度の末日まで（障害児については満12歳に達する年度の末日まで）ご利用いただけます。 生後57日未満であっても、ベビーシッター事業者が対応可能であれば補助の対象となります。
6①	対象となる利用日、利用時間帯はいつになりますか。	対象（時間）	毎日、24時間365日いつでも対象となります（日曜、祝日、年末年始を含む）。 なお、補助金は1時間単位です。分単位は申請ごとに計算します。（計算についてはNo.6③参照）
6②	対象となる時間数を教えてください。	対象（時間）	こども1人当たり同一年度内144時間まで（多胎児、障害児、ひとり親家庭は288時間まで）です。 ※江東区に転入された方は、同一年度内に都内の他の自治体で同事業を利用していた場合、その利用時間を合算して144時間が上限となります。
6③	分単位での利用分については対象になりますか。	対象（時間）	分単位は申請書（ひと月単位で作成する利用内訳表）ごとに日中・夜間分けて合算し、分を切り捨てた時間単位の部分が対象となります。1時間あたりの単価は、申請書（ひと月単位で作成する利用内訳表）ごとに日中・夜間それぞれで時間の平均額となります。 切り捨てた分は、次月分の申請に繰り越すことはできません。
6④	分単位での利用分についてはどのように申請すればよいですか。 （具体例）3.5Hを2日間利用した場合、7Hで申請できますか。	対象（時間）	日中・夜間分けて合算し、分を切り捨てた時間単位の部分を申請してください。 例①　日中に3.5時間を2日間利用→日中7時間対象 　　日中と夜間に3.5時間ずつ利用→日中3時間、夜間3時間対象
6⑤	ひと月の利用分について、2回に分けて申請できますか。たとえば、4月利用分を10時間と2時間に分けて申請できますか。	対象（時間）	分けずにまとめて申請をお願いします。 合算して分単位を切り捨てするので、利用上限時間を適正に管理するためご協力ください。
6⑥	利用時間が22時以降に時間がまたがる場合、日中時間として計算しますか。夜間時間として計算しますか。	対象（時間）	都要綱に従い、時間は22時で区切ります。そのため、22時以降の利用時間は夜間時間として計算します。（なお、朝7時をまたがる利用時間の考え方も同様です。）
7①	実家が江東区にあり里帰りする場合、対象になりますか。	対象（里帰り）	江東区に住民登録があることが要件なので、住民票が江東区にない場合は対象外です。 本事業の対象者は、江東区に住民登録がある保護者・こどもと同一の世帯にある方です。
7②	里帰り先での利用は対象になりますか。	対象（里帰り）	利用する場所に制限はありませんが、交通費は対象外となります。 事前にベビーシッター事業者に相談し、対象となるベビーシッターを派遣できるかご確認ください。
7③	里帰り先の実家住所に書類（交付決定通知書など）を送ってほしいのですがどうしたらよいですか。	申請関連（里帰り）	里帰り先のご住所への送付は可能です。申請書住所欄に、お住いの住所（江東区内）と、里帰り先の住所の２つをご記入ください（表札の苗字が異なる場合は「〇〇様方」まで）。 （申請後の場合） コールセンターに送付先をお知らせください（発送済等により、対応できかねる場合がございます）。
8	区外に引っ越す予定があります。転出後に申請することはできますか。	転出・転入	転出後に申請できます。 江東区に住民登録がある間に利用した分が対象となります。 （江東区への転入日以降は対象、転出日以降は対象外です。また、最終提出期限を過ぎている場合は申請できません。） ※転入日当日の利用は転入先の自治体への申請になります（転入先も同事業を実施している場合に限る）
9	転出後に申請する場合、住所はどう記載すればよいですか。	転出・転入	申請書の住所欄に転出後の住所と江東区の住所を記入してください。
10	前の自治体（都内）で同じサービスを利用していました。年度内で144時間が利用上限でしたが、江東区ではどのように扱いますか。	転出・転入	前の自治体での利用時間を考慮して計算します。利用内訳書の該当欄に、前自治体での利用時間を記入してください。 年度内の合計が144時間を超えない範囲で、ご利用いただけます。 【例】今年度前自治体で130時間利用した場合　→江東区では14時間まで対象
11	どの事業者を利用すればよいですか。	事業者	東京都福祉保健局「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」に記載されている認定事業者をご利用ください。 なお、認定事業者に「東京都ベビーシッター利用支援事業」の『一時預かり利用支援』を活用したい旨を必ずお伝えください。
12	対象となるベビーシッターはどのような方ですか。	事業者	東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしているベビーシッターです（要件証明書が発行されます）。そのため、認定事業者に「東京都ベビーシッター利用支援事業」の『一時預かり利用支援』を活用したい旨を必ずお伝えください。
13	おすすめのベビーシッター事業者があれば教えてください。	事業者	恐れ入りますが、特定の事業者をご紹介することはできません。 また、料金形態・会費の有無・予約の取りやすさ等は、事業者により異なり、 江東区ではご案内いたしかねますので、詳細は事業者にお問い合わせください。 こども家庭庁が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』を確認いただいたうえで、 各事業者のホームページ等を参考にご検討ください。
14	事前に区への登録は必要ですか。	利用方法	区への事前登録は不要です。 事前に利用条件等をよくご確認の上、東京都の認定事業者と契約し、 ご利用・お支払いが終わった後に申請してください（申請〆切日等は予めご確認ください）。
15	・待機児童を対象とした制度ですか。 ・1時間150円で利用できますか。	利用方法	いずれも、本事業『一時預かり利用支援』とは別のサービスになります。江東区では実施していません。
16	「対象者確認書」の交付を受ける必要はありますか。	利用方法	「対象者確認書」は必要ありません。 本事業『一時預かり利用支援』とは別のサービスで必要な書類です。江東区では実施していません。
17	利用に当たっての注意点はありますか。	利用方法	ご利用の際は、こども家庭庁が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』を必ずご確認ください。

江東区ベビーシッター利用支援事業FAQ

R8.10作成

No	質問	区分	回答
18	自宅以外でも利用できますか。	利用方法	利用できます。ベビーシッター事業者にご相談の上、保育に適切な場所であることを事前にご確認ください。 なお、施設によっては、保護者の代わりにベビーシッターでは利用できない場合もございますので、事前に施設にもお問い合わせください。
19①	共同保育とは何ですか。	対象（共同保育）	保護者とベビーシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図ります。 なお、保護者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。
19②	共同保育の場合の利用料金について	対象（共同保育）	ベビーシッター事業者により異なりますが、保護者が保育に関わる共同保育の場合でも、こども2人分の料金が発生する場合があります。 対象児童であれば、2人分の料金が補助対象になります。オプション料金扱いの共同保育も同様です。
19③	「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあります。 ①兄弟2人（いずれも未就学児）で利用する場合は、どうすればよいですか。	申請関連（共同保育）	児童2人に対して、ベビーシッター2人の派遣が必要です。 利用内訳表は児童ごとに作成してください。 なお、共同保育を行う場合は、ベビーシッター1人でも対象となります。 また令和8年10月より、兄弟保育の特例に当たる場合は、ベビーシッター1人につき兄弟姉妹2人（1歳以上）まで対応可能となります。
19④	②兄弟2人（1人は未就学児、1人は小学生）で利用する場合は、どうすればよいですか。	申請関連（共同保育、その他）	【共同保育の場合】ベビーシッターは1人の派遣でも問題ありません。 未就学児の利用分を申請することができます（小学生の利用分は補助対象外です）。 【共同保育でない場合】小学生以上の兄姉を、未就学児と同時に保育する場合、保護者が契約において同意しているときは、未就学児の人数と同数のベビーシッターの派遣であれば、未就学児の利用分が補助対象となります（小学生の利用分は補助対象外です）。 　質問にある利用状況においては、ベビーシッター１人の派遣で、兄弟2人（未就学児1人と小学生1人）の保育が可能であり、未就学児１人の利用分のみが補助対象となります。
19⑤	兄弟3人（いずれも未就学児）で利用する場合は、どうすればよいですか。	申請関連（共同保育）	児童3人に対して、ベビーシッター3人の派遣が必要です。 利用内訳表は児童ごとに作成してください。 なお、共同保育を行う場合は、ベビーシッター1人でも対象となります。 また令和8年10月より、兄弟保育の特例に当たる場合は、ベビーシッター1人につき兄弟姉妹2人（1歳以上）まで対応可能となります。
19⑥	兄弟2人（いずれも未就学児）をベビーシッター1人で保育する場合、対象になりますか。また、1人分のみ申請することはできますか。	申請関連（共同保育）	保育条件が「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」であるため、対象外です。1人分でも申請することはできません。 ベビーシッター事業者が対応可能な場合でも、補助対象外となります。 なお、共同保育を行う場合は、ベビーシッター1人でも対象となります。 また令和8年10月より、兄弟保育の特例に当たる場合は、ベビーシッター1人につき兄弟姉妹2人（1歳以上）まで対応可能となります。
19⑦	共同保育で兄弟2人分の保育料を支払った場合、どうすればよいですか。	申請関連（共同保育）	2人分の保育料が補助対象となります。 利用内訳表を児童ごとに作成してください。
19⑧	共同保育でベビーシッターを利用した時に、2人目の子どもの料金を0.5人分として請求されました。 どのように申請すればよいですか。	申請関連（共同保育）	共同保育で、保育料とは別にオプション料金を請求されている場合、児童1人当たりの料金は、2人にかかる保育料の2分の1として計算します。 割り切れない場合は、1人目の児童は切り上げ、2人目の児童は切り下げの額を利用内訳表にご記載ください。 例）2人のかかった合計の保育料と対象オプション料金が、8000円だった場合、1人あたりの料金を4000円として審査致します。 例）3人のかかった合計の保育料と対象オプション料金が、9000円だった場合、1人あたりの料金を3000円として審査致します。 ※2025年10月利用分より変更
19⑨	共同保育でベビーシッターを利用した時に、保育料とは別に2人預かる場合のオプション料金として請求されました。 どのように申請すればよいですか。	申請関連（共同保育）	
20	申請書の名前は、領収書の名前と異なっていてもよいですか。	申請関連	申請書の名前と、領収書の名前は同一としてください。 ベビーシッターの利用者と補助金申請者は、原則同じ方です。
21	振込先口座は申請者本人の名義でなくてもよいですか。	申請関連	原則、申請者本人の名義ですが、事情がある場合は親族の口座を指定することができます。 申請書に自署欄がありますのでご記入ください。
22	振込先口座はどこの銀行が利用できますか。ネット銀行でもよいですか。	申請関連	全国銀行協会加盟の金融機関をご利用いただけます。ネット銀行も利用できます。
23①	要件証明書は、ベビーシッター全員分必要ですか。	申請関連	全員分必要です。要件証明書が発行されない場合は、対象外となります。
23②	同じベビーシッターを複数回利用した場合、要件証明書は1枚でもよいですか。	申請関連	ベビーシッター1人につき1枚で構いません。 ただし、次回以降の申請で省略することはできません（申請の都度、提出が必要になります）。 また、要件証明書発行日は、ベビーシッター利用日より前であることをご確認ください。
23③	領収書に、派遣されたベビーシッター名及び東京都ベビーシッター利用支援事業認定サポーターであることが記載されている場合は、要件証明書は不要ですか。	申請関連	要件証明書は原則必要となります。（ベビーシッター事業者によっては利用者から直接依頼がないと発行しない場合があります。お手数ですがご確認ください。） ただし、要件証明書と同じ内容を領収書や明細書に記載することで、要件が確認できる場合は、証明書類の発行を省略することも可能です。
24	利用するにはどうすればいいですか？ （ベビーシッター利用前）	申請関連	区への事前登録は不要です。 ①江東区ホームページで「ベビーシッター利用支援事業」のページを開いてください。 ②「対象事業者」という項目に、東京都の認定したベビーシッター事業者一覧へのリンクがあります。 ③いずれかの事業者と契約し、契約時に「東京都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」を活用する旨を必ず伝えてください。 ④ベビーシッターのご利用・お支払いが終わった後に、必要書類をそろえて申請してください（申請〆切日等は予めご確認ください）。
25	申請するにはどうすればいいですか？ （ベビーシッター利用後）	申請関連	必要書類をご用意の上、事務局宛てに電子申請または郵送してください。 申請書を基に審査し、交付額を決定します。 ① 江東区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼口座振替登録依頼書 ② ベビーシッター利用内訳表 ③ 領収書・利用明細書（原本） ※請求書は不可 ④ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書 ⑤ 利用した児童名、利用日、利用時間、利用料などの内訳が分かる書類（利用明細書など） 　※③に明記されていれば不要 【郵送の場合】 〒174-0041　東京都板橋区舟渡4-3-1　MFLP・LOGIFRONT 東京板橋405区画 江東区ベビーシッター申請受付事務局　宛てにご郵送ください。

江東区ベビーシッター利用支援事業FAQ

R8.10作成

No	質問	区分	回答
26	すべての申請書類が揃っていなくても申請できますか。	申請関連	すべての申請書類が揃ってからご提出をお願いします。 利用月の翌月末を申請〆切日としております。申請〆切日に間に合わない場合でも、次回の申請〆切日までに受付可能です。 （例外：年度末の申請　No.27④参照） なお、この場合、区からの支払いは、次の申請〆切日の支払時期と同じ時期になります。 ただし、年度の最終提出期限（令和8年度分については令和9年4月15日）を過ぎた場合は、申請を受け付けできませんのでご注意ください。
27①	申請はいつまでにすればいいですか。	申請関連（締切）	原則として、利用月の翌月末（平日）を申請〆切日としています。 なお、区からの支払時期は、申請〆切日に合わせて設定しています。
27②	申請〆切日を過ぎていても申請できますか。	申請関連	年度の最終提出期限内であれば、毎月の申請〆切日を過ぎていても申請できます。 お支払いは、次の〆切日の支払時期と同じ時期になります。ただし、最終提出期限を過ぎた場合は申請できません。
27③	最終提出期限を過ぎてしまった場合はどのようにすればよいですか。	申請関連	年度の最終提出期限を過ぎた場合は申請できません（年度を遡っての申請はできません）。 ベビーシッター利用支援事業は、年度単位で実施しているため、最終期限は厳守していただく必要があります。
27④	年度をまたいで申請することはできますか。たとえば、3月利用分と併せて、新年度（4月以降）利用分を申請できますか。	申請関連	3月利用分と併せて、新年度（4月以降）利用分を申請することはできません。 年度ごとに事業を実施しているため、それぞれ分けて申請してください。 また、令和9年3月利用分は令和9年4月15日が最終提出期限（必着）であり、申請までの期間が短くなっています。 ご確認のうえ、お早めにご申請ください。
28①	申請書類を書き間違えた場合、どうすればよいですか。	申請関連（訂正）	書き間違えた箇所は二重線で訂正して書き直し、近くの余白部分にフルネームで自署、または二重線の上に押印してください。 修正液の使用はしないでください。
28②	フリクション等、消えるペンで記入してもよいですか。	申請関連	フリクション等、消えるペンでの記入はご遠慮ください。 フリクション等で記入している場合は、コピーするなど記入内容が消えない状態にしていただくか、ボールペン等消えないペンで記入し直した書類をご提出ください。
29	会社の福利厚生を利用するにあたって、領収書原本を添付してしまうため、区への申請は領収書コピーでも可能ですか。	請求関連	領収書につきましては、他補助事業との重複利用を避けていただくため原則「原本」の提出をお願いしております。 要件証明書はコピー可です。 領収書は、紙媒体で発行しない（WEB領収書のみ）事業者の場合は、データを出力したもので可としています。
30	ベビーシッター事業者への支払額はすべて対象になりますか。（補助対象となる経費を教えてください）	請求関連	ベビーシッター事業者への支払額のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが対象となります。 入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費等、サービス提供に付随する料金は、対象外となります。 また児童1人に対してベビーシッター1人による保育であることが必要です。（共同保育は対象）
31	送迎は対象に含まれますか。	利用方法	送迎も対象となります。
32	病児・病後児保育は対象に含まれますか。	利用方法	対象となります。
33	もく浴は対象に含まれますか。	利用方法	対象となります。
34	家事サービスは対象に含まれますか。	利用方法	対象外です。 なお、家事サービスと保育を同時に依頼した場合は、保育の時間が明確に区別できる場合に限り、保育料のみ補助対象となります。
35	申請額がわかりません。	請求関連	計算方法は区HPの添付資料からご確認いただけますが、計算が困難な場合は、領収書金額の合計をご記入ください。区で交付決定額を審査いたします（対象外経費を引くので申請額より下がります）。
36	消費税は対象になりますか。	請求関連	消費税は原則対象外です。
37	入会金や手数料、予約料、保険料は対象になりますか。	請求関連	全て対象外です。 ※ただし、領収書（明細書）において保育料に含まれている手数料は対象となります。
38	キャンセル料は対象になりますか。	請求関連	対象外です。
39	交通費は対象になりますか。	請求関連	対象外です。
40	月会費は対象になりますか。	請求関連	対象外です。 ※会費と保育料が明確に分けられていない場合も対象外としています。
41	「オプション料金」は対象になりますか。	請求関連	「オプション料金」の内容によっては対象になります。 たとえば、早朝・深夜料金が発生する場合や、 0歳児保育に加算料金が発生する場合などは対象となります。 ただし、1時間当たり上限額（2,500円か3,500円）を超えない範囲で計算します。
42	ベビーシッター事業者や福利厚生等から購入したポイントは補助対象になりますか。	請求関連（ポイント）	ポイント購入代金は補助対象外となります。 ポイントで利用した分はクーポン割引と同様に扱います。
43	クーポンや割引券（会社の福利厚生やこども家庭庁（旧内閣府）割引券）等との併用はできますか。	請求関連（クーポン）	併用できます。ただし、実際の支払額に対しての補助金になりますので、クーポン等に差し引かれた金額については対象外です（重複して補助することはできません）。

江東区ベビーシッター利用支援事業FAQ

R8.10作成

No	質問	区分	回答
44	クーポンや割引券等を利用した場合、助成金申請の対象時間や年間144時間の利用上限に影響はありますか。	請求関連（クーポン）	クーポンや割引券等を利用した場合でも、助成対象として認められた時間は年間利用上限時間（144時間）の対象となります。 なお、クーポン等を利用した場合は、クーポン利用額と1時間あたりの利用料に応じて助成金申請の対象時間が算出されるため、実際の利用時間と助成対象時間が異なる場合があります。（No.46参照） 補助金額が少なくなる場合もありますので、クーポンを利用した日時を助成金申請から除外するなど、申請者自身で判断してください。
45	クーポン割引額について、領収書では利用料の合計金額から引かれています。補助金申請では、クーポンを対象外経費に充てて、申請できますか。 クーポン割引は何に充てることができますか。	請求関連（クーポン）	クーポン割引額は、基本的に保育料に充てます。（領収書等で明確に保育料以外に充てていることが確認できる場合を除く） ※領収書でクーポン割引額が利用料の合計金額全体に充てられている場合、保育料（補助対象経費）に充てます。
46	クーポンや割引券等を利用した場合、利用内訳表に表示される申請時間が、実際の利用時間より短くなるのはなぜですか。	請求関連（クーポン）	内訳書「⑦割引クーポン等」に金額を入力した場合、割引後の補助対象額をもとに申請時間を自動計算するため、 実際の利用時間より短く表示されることがあります。 これはExcelの計算不具合ではなく、クーポン等でまかなわれた分について、年間の利用上限時間を必要以上に消費しないための計算です。 なお、最終的な補助金交付決定額、申請分の利用時間等は、審査後に送付される交付決定通知書にてご確認ください。 （例） 同日中に1時間3,000円で4時間利用し、6,000円分のクーポンを使用した場合 保育料：3,000円 × 4時間 = 12,000円 割引後の補助対象額：12,000円 − 6,000円 = 6,000円 申請時間：6,000円 ÷ 2,500円 = 2.4時間 → 1時間単位で算出するため、申請時間は3時間となります。
47	振込日はいつ分かりますか。	請求関連	補助金のお支払いは、申請〆切日より約1ヶ月程度のお時間がかかります（申請不備が無い事が前提です）。 なお、申請内容に不備がある場合には、不備解消日を基準に審査が進むため、不備を解消した時期によっては、振込時期が後ろ倒しとなる場合があります。 お振り込み時期に交付決定通知書を郵送いたします。 ※個別の振込時期の確認については、必要に応じてコールセンターへお問い合わせください。
48	振込名義はなんですか。	請求関連	振込依頼人名：「江東区ベビーシッター(一時預かり)利用支援補助金」となります。
49	振込先口座をどこの金融機関に設定していたか確認したいです。	請求関連	個人情報となるためお伝えできかねます。各自ご確認ください。
50	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	その他	令和3年度の税制改正により、本事業の補助金は非課税対象となります。
51	本事業はいつまで継続予定ですか。	その他	令和8年度ベビーシッター利用支援事業は、令和9年3月31日まで（申請の最終期限は令和9年4月15日）です。
52	「東京都ベビーシッター利用支援事業」と「江東区ベビーシッター利用支援事業」は何が違うのですか。	その他	本事業は東京都が補助要件等（対象年齢や補助金額など）を定めていますが、事業の実施判断は各区市町村ごととなっています（補助内容等の詳細についても、各区市町村で決定しています）。 江東区では、保育サービス充実のため、この東京都の補助制度を活用して「江東区ベビーシッター利用支援事業」として実施しています。
53	Logoフォームの電子申請はどこからできますか。	申請関連（電子申請）	江東区ベビーシッター事業のホームページに電子申請用のURLリンクがありますので そちらからアクセスの上、ご申請ください。
54	入力フォームのメール認証で正しいメールアドレスを入力しているがメールが届きません。	申請関連（電子申請）	ご入力のメールアドレスが正しいメールアドレスか改めてご確認ください。 メールが届かない場合はアドレスの入力時にスペルミスがあった可能性があります。 併せて、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられていないかご確認ください。 メールは（no-reply@logoform.jp）より送信しております。 ドメインでメールが届かない設定になっている可能性もございますので受信設定も併せてご確認ください。 解決しない場合は、メールドメイン元にご連絡をいただくか、郵送申請をご検討ください。
55①	多胎児の申請をする場合はどうすればいいですか。	申請関連（電子申請）	児童情報の入力（1人目）の部分に「多胎児(ふたご・みつご等)ですか？」の設問項目がありますので、 「はい」をご選択ください。 ※「ほかの児童利用分の申請はありますか」の項目で「ある」を選択いただければ、同時に申請いただけます
55②	複数児童を同時に申請することはできますか。	申請関連（電子申請）	可能です。 「ほかの児童利用分の申請はありますか」の項目で対象人数をご選択の上、ご申請ください。 ※６人以上の場合は、お手数ですが６人目以降を再度新規でご申請ください。
56	フォームの回答に時間制限はありますか。	申請関連（電子申請）	フォームの回答は24時間経過するとタイムアウトになります。
57	画像が添付できないのですがなぜですか。	申請関連（電子申請）	画像サイズが大きすぎる、または添付できない拡張子で画像を作成している可能性があります。 （添付可能な拡張子pdf,jpg,png,xlsx,xlx,txt)(HEIC,docx,zip等は添付できません） 紙の書類はスキャンして添付することを推奨いたします。 また、利用内訳書について※Numbers（Apple）で保存せず、Excel形式で保存してください。 ファイルが開けない場合や画像が不明瞭・一部が切れている場合は再提出する可能性がございますので予めご了承ください。
58	Logoフォームにて申請したが、最後のところで消してしまいました。 申請できているか確認してほしいです。	申請関連（電子申請）	正常に終わっている場合は、登録いただいたアドレスに申請完了のメールをお送りしております。 （申請が完了した段階で、即時メールが自動送信されます） 迷惑メールBOXなどに振り分けられていないか、ご確認をお願いいたします。 届いていない場合は、申請ができていないため再度ご申請ください。
59	入力情報（添付書類）を間違えて申請してしまいました。変更はできますか。	申請関連（電子申請）	申請内容に不備がある場合は、数週間以内に不備通知メールの送信とコールセンターより不備内容についてお電話を差し上げます。 メールに記載されているURLよりお手続きをお願いいたします。 なお、不備が発生した場合はタイミングによっては振込のスケジュールが後ろ倒しとなる可能性がありますので 予めご了承ください。
60	申請完了メールの発信元メールアドレスは何ですか。	申請関連（電子申請）	no-reply@logoform.jp　です。
61	受付番号が発番されたがこれは何ですか。	申請関連（電子申請）	申請が完了したことを証明するものです。
62①	申請状況を確認していれば振込日までわかりますか。	申請関連（電子申請）	振込日の記載はありません。 申請審査が全て完了した際には、交付決定通知を発送いたしますのでそちらにてご確認ください。

江東区ベビーシッター利用支援事業FAQ

R8.10作成

No	質問	区分	回答
62②	申請状況ステータスが「受付」のままなのですが、審査は進んでいますか	申請関連（電子申請）	ステータスが「受付」状態でも審査は進んでおりますのでご安心ください。 申請に際して不備が発生した場合はコールセンターよりご連絡を差し上げております。 ご連絡がない場合は、不備なく審査が進んでおりますのでホームページ記載のスケジュールにて補助金をお振込みさせていただきます。
62③	電子申請と郵送申請で振込スケジュールに差はありますか。	申請関連（電子申請）	ありません。 電子申請・郵送申請ともに同様のスケジュールで振込させていただきます。
63	申請内容に不備があった場合はどうなりますか。	申請関連（電子申請）	申請内容に不備があった場合は、登録いただいたメールアドレスに不備通知メールを送信いたします。 また、コールセンターより不備内容についてもご連絡差し上げますので、メールに記載されているURLより再度お手続きをお願いいたします。 ※不備が発生した場合はタイミングによっては振込のスケジュールが後ろ倒しとなる可能性がありますので 予めご了承ください。
64	郵送申請をしていたが不備の連絡が来ました 書類の追送が必要ですが、電子申請で送っても問題ないですか。	申請関連（電子申請）	大変申し訳ございませんが、郵送でのみ書類の追送を受け付けます。 次回以降の新規申請の際は電子申請をご利用いただけますので、是非ご活用ください。
65①	電子申請の場合、申請締切日（令和9年4月15日）は何時まで申請可能ですか。	申請関連（電子申請）	令和9年4月15日の23時59分までに申請完了した分が対象となります。
65②	電子申請の締切時間までに申請完了できなかったが、どうしたらいいですか。	申請関連（電子申請）	大変申し訳ございませんが、締切時間までに申請完了していない分については対象外となります。 ご了承ください。